# - 中小企業事業主の皆様へ -

# 「中小企業退職金共済掛金」<sub>の一部を市が</sub>補助します

宇都宮市では、中小企業に働く従業員の皆さんの福祉の向上と雇用の安定を図るため、国の制度である中小企業退職金共済制度に、新しく加入した事業主に対して、共済掛金の一部を補助しております。ぜひ、ご利用ください。

#### 1. 補助対象 (次の要件をすべて満たす事業主)

- ・ 市内で事業を営み, 市税に滞納がないこと
- 勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部と新規に共済契約を結ん だ事業主

#### 2. 補助金額

毎月納める掛金のうち、被共済者(従業員) 1人当たり月10,000円を限度 の額に100分の20を乗じて得た額の合計額

ただし、補助限度額は1事業主当たり 120,000円

#### 〈例〉共済掛金を 5,000円とした場合

被共済者数	1年間の掛金	補助率	第 出 額	補助金額
5人	300,000 円	20%	60,000円	60,000円
10人	600,000 円		120,000 円	120,000 円
15人	900,000円		180,000円	120,000 円
				* 限度額

#### 3. 補助期間

退職金共済制度契約を結んだ月から1年間

#### 4. 申請の方法

- ・ 補助金の申請は、**毎年1月**です。(該当する事業主には1月上旬に市から申請 書類を郵送します。)
- ・ 前年中に納めた掛金について補助金交付申請書を1月中旬に商工振興課へ提出 していただきます。添付書類など、詳細については別途お知らせします。

## ◎ 宇都宮市補助制度

についてのお問い合わせ

宇都宮市商工振興課労政グループ TEL 028(632)2446 FAX 028(632)5420

http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/ E-mail:u2310@city.utsunomiya.tochigi.jp

#### ◎ 中小企業退職金共済制度

についてのお問い合わせ

勤労者退職金共済機構·中小企業退職金共済事業本部 TEL 03(6907)1234

URL http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/または.

栃木地域普及推進員 久我 臣仁

(行政書士久我法務事務所 代表行政書士)

TEL 028(678)9241 FAX 028(678)9242

E-mail: dr.cooga.office@gmail.com

### 宇都宮市経済部商工振興課